

議案第 5 号

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例を別記のように定める。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

将来、本市役所において土木技術職員及び建築技術職員（以下「土木技術職員等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与し、一定の条件を満たした場合にその返還を免除する制度を新たに設け、土木技術職員等の確保を図るものである。

(別記)

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市役所（以下「市役所」という。）の土木技術職員及び建築技術職員（以下「土木技術職員等」という。）の確保に資するため、将来、市役所において土木技術職員等の業務に従事しようとする意思を有する者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与の対象及び方法)

第2条 市長は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に規定する次に掲げる教育機関（以下「学校等」という。）に在籍し、土木に関する学科又は建築に関する学科を専攻し、かつ、市役所における土木技術職員等の業務に従事しようとする意思を有する者に対し、予算の範囲内において、規則で定める額の修学資金を無利息で貸与することができる。

(1) 法第1条に規定する学校のうち、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）、大学、大学院及び短期大学

(2) 法第124条に規定する専修学校（専門課程に限る。)

(貸与の申請及び決定)

第3条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金の貸与を決定し、申請者に通知するものとする。

(貸与の決定の取消し及び貸与の停止)

第4条 市長は、修学資金の貸与の決定の通知を受けた者が規則で定める貸与の決定の取消し又は停止となる事由に該当すると認めるときは、貸与の決定を取消し又は停止するものとする。

(返還)

第5条 第3条に規定する修学資金の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、規則で定める修学資金を返還すべき事由に該当したときは、その事由が生じた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月に達する日までに返還を開始するものとし、返還を開始した日から起算して10年以内に規則で定めるところにより、貸与を受けた修学資金を月賦若しくは半年賦又は一括払で返還しなければならない。

(返還の猶予)

第6条 市長は、借受者が規則で定める返還を猶予すべき事由に該当すると認めるときは、学校等を卒業又は修了した日の属する月の翌月の初日から起算して3年間を限度として修学資金の返還を猶予することができる。ただし、疾病、負傷その他のやむを得ない事由により、修学資金を返還することが困難であると認めるときは、返還を猶予する期限を延長することができる。

(返還の免除)

第7条 市長は、土木技術職員等である借受者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、修学資金の返還の全部を免除することができる。

- (1) 市役所に採用された日から起算して、疾病、負傷その他のやむを得ない事由により業務に従事できなかった期間(以下「除算期間」という。)を除き、引き続き10年間業務に従事したとき。
- (2) 市役所の業務に従事する期間において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する疾病、負傷その他のやむを得ない事由により、当該事由が発生した以後、土木技術職員等として業務に従事することが見込めないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の事由があると認めるとき。

2 市長は、借受者が、市役所に土木技術職員等として採用された日から起算して、業務に従事することができなくなった日までの期間(除算期間を除く。)が10年未満である場合は、当該期間に応じて、修学資金の一部の返還を免除することができる。

(遅延利息)

第8条 市長は、借受者が、正当な理由がなく修学資金の返還を行うべき日までに返還すべき当該修学資金の返還を行わなかったときは、当該修学資金の額に、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から当該修学資金を返還した日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条の規定による法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する遅延利息の額を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 3 月 定例会

議案の
件名

議案第5号
京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条
例の制定について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ 条例
その他 ()

<p>《政策等の概要》</p> <p>将来、本市役所の土木技術職、建築技術職の業務に従事しようとする意思を有する者に対し、大学（土木系又は建築系の学科を専攻）等における修学資金を貸与するとともに、大学等を卒業後、本市役所職員として業務に従事する場合には、一定の条件のもとでその返還を免除する制度を新たに設ける。</p> <p>○貸与額 月額50,000円 無利息 ○返還期間 10年以内 ○返還免除 10年間業務に従事（10年未満の場合は一部返還免除）</p>		<p>《市民参加の状況》</p> <p>有 ・ (無) (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>																					
		<p>《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入） (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総事業費</th> <th>国庫支出金</th> <th>府支出金</th> <th>市債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>1,800</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源	令和5年度					1,800	1,800					
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源																		
令和5年度					1,800																		
1,800																							
<p>《政策等の必要性》</p> <p>公共事業の執行等において欠かすことのできない職種である土木技術職員と建築技術職員の確保が大きな課題である。募集をしても応募がほとんどない状況にあることから、高校生等の進路として、土木系または建築系の技術職を目指し、大学等の卒業後には技術職としてまちづくりに貢献するという選択肢を示し奨励する。</p>		<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p> <p>土木技術職員及び建築技術職員の確保</p> <p>OR5年度当初予算計上額 月額50,000円×12月×3人</p>																					
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>R5.2.1 例規審査委員会 R5.2.14 例規審査委員会</p>		<p>《総合計画等の整合》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総合計画 計画項目</th> <th>30</th> <th>行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">○その他の計画(該当する場合のみ)</td> </tr> <tr> <td>計画名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）	○その他の計画(該当する場合のみ)			計画名称			策定年度			計画期間					
総合計画 計画項目	30	行財政改革大綱（効率的・効果的な行財政運営）																					
○その他の計画(該当する場合のみ)																							
計画名称																							
策定年度																							
計画期間																							
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>令和5年4月1日から施行する。</p>		<p>担当部局</p> <p>市長公室</p>		<p>担当課</p> <p>人事課</p>		<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p> <p>(参考資料)京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について</p> <p>(有) 無</p>																	

京丹後市土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の概要

目 的

将来、本市役所において土木技術職員及び建築技術職員（以下「土木技術職員等」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与し、一定の条件を満たした場合にその返還を免除する制度を新たに設け、土木技術職員等の確保を図るもの。

制度概要

〈イメージ〉

1. 対象者

大学、大学院、短大、専門学校等の高等専門学校（第4又は第5学年）の土木系又は建築系の学科を専攻し、卒業後、京丹後市役所の土木技術職員等として勤務を希望する者

2. 修学資金の貸与額

月額5万円（年間60万円）

3. 貸与期間

大学等に在籍する期間

4. 返還免除

【全額免除】

- ①土木技術職員等に採用後、引き続き10年間業務に従事したとき
- ②業務上の疾病、負傷等により業務継続が見込めないとき 等

【一部免除】

採用後10年間業務に従事しないで途中で退職した場合、業務に従事した期間分を免除する

5. 貸与の取消し

- ①大学等を退学した場合
- ②大学等の成績が不良の場合 等

